

京都市告示第138号

平成27年5月7日から、平成27年3月31日付け京都市告示第641号（公印の新調（行財政局税務部税制課税務事務専用京都市長印等）の一部を次のように改めます。

平成27年5月1日

京都市長 門川 大作

名称	項目	変更前	変更後
市税事務所税務事務専用京都市長之印第5号	用途	市税事務所固定資産税室及び市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）
市税事務所税務事務専用京都市長之印第6号	用途	市税事務所固定資産税室及び市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）
市税事務所税務事務専用京都市長之印第7号	用途	市税事務所固定資産税室及び市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）
市税事務所税務事務専用京都市長之印第8号	用途	市税事務所固定資産税室及び市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）
市税事務所税務事務専用京都市長之印第9号	用途	市税事務所固定資産税室及び市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）
市税事務所税務事務専用京都市長之印第10号	用途	市税事務所固定資産税室及び市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）
市税事務所税務事務専用京都市長之印第11号	用途	市税事務所固定資産税室及び市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）

名称	項目	変更前	変更後
市税事務所税務事務専用京都市長之印第12号	用途	市税事務所固定資産税室及び市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）
市税事務所税務事務専用京都市長之印第13号	用途	市税事務所固定資産税室及び市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）
市税事務所税務事務専用京都市長之印第14号	用途	市税事務所固定資産税室及び市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）
市税事務所税務事務専用京都市長之印第15号	用途	市税事務所固定資産税室及び市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）
市税事務所税務事務専用京都市長之印第16号	用途	市税事務所固定資産税室及び市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）
市税事務所税務事務専用京都市長之印第17号	用途	市税事務所固定資産税室及び市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）
市税事務所税務事務専用京都市長之印第18号	用途	市税事務所固定資産税室及び市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務（租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）

(行財政局税務部税制課)